

会 議 録

会 議 の 名 称		令和3年度（2021年度）第4回豊中市男女共同参画審議会		
開 催 日 時		令和3年11月19日（金）18時～20時		
開 催 場 所		市役所第一庁舎4階第1会議室	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事 務 局		人権政策課	傍 聴 者 数	11人
公開しなかつた理由				
出席者	委 員	倉垣委員、中村委員、槇村委員（会長）、青竹委員、宮前委員、山中委員（職務代理者）、福井委員、樋口委員、古川委員、山西委員、浦委員、山田委員		
	事 務 局	山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員		
	そ の 他			
議 題		（1）前回審議会以降の取組内容について （2）『『豊中市DV対策基本計画』を包含する新たな『第3次豊中市男女共同参画計画』の策定について』の答申案について （3）その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）		別紙のとおり		

令和3年度 第4回豊中市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和3年（2021年）11月19日（金）18時～20時

場所：WEB会議システム「Zoom」を使用し開催

（事務局：豊中市役所第一庁舎4階第1会議室）

【出席委員】

倉垣委員、中村委員、槇村委員（会長）、青竹委員、宮前委員、山中委員（職務代理者）、
須河内委員、福井委員、樋口委員、古川委員、山西委員、浦委員、山田委員

【事務局】

山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、
笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員

傍聴者 11名

【本審議会の開催方法について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB会議で実施した。

会長：それでは、案件1に入る。前回審議会以降の取組内容について、事務局から説明をお願いしたい。

案件（1）前回審議会以降の取組内容について

事務局より、資料1に基づいて、前回審議会以降の取組内容について説明

会長：前回審議会以降の取組み内容について、振り返りということで説明いただいた。今の説明に対して質問等があればお願いしたい。

委員：追加資料で送っていただいている修正意見等について、今も画面共有で説明していただいた。2はご指摘のとおり修正させていただくということで、1は色々な複合的な状況にあった人に対してのところで、「窓口での支援が受けられないことがないように、各被害者に合やす対応を行うよう配慮することを趣旨としているので、主な所管実施課はこのままとさせていただきます」という返事であるが、例えば今日の配布資料の50ページの、安心して相談できる体制づくりの2-2に「被害者が障害者、高齢者、外国人など」とあり、この「など」に端的に言うと部落出身者は入らない想定なのかということである。

人権平和センターだから相談できるということもあり、地域の中で色々な相談の網は広くかけておくという意味でいくと、国際交流センターなどが入っているのであれば、私は人権平和センターも入れるべきではないのかというふうに、やはり修正意見を読んで思ったがいかがか。

会長：事務局のほうからそれについてお願いしたい。

事務局：被害者が障害者、高齢者、外国人ということで、被害者についてすべて表記しているわけではないので、当然「など」と表記させていただいており、そこにはご指摘があったような被害者、部落出身者の方も含まれていて、人権平和センターだから相談できるということもあるという指摘になるので、それであれば加える方向で検討していきたいと思っている。

委員：結局、DVの背景に部落差別があることがある。部落の女性と部落外の男性のパートナーの場合など。それが、それ以外の窓口で相談に行っても通じないことがあるので、人権平和センターから相談に行くことができるということがあると思う。そういう意味で、やはり入れておくほうがいいと思う。

委員：17 ページ基本目標 1 の 5 行目について前回意見を出し、性別役割分担意識自体に賛成か反対かが少し分かりにくいと指摘し、若干変えていただいているが後半部分と合わないところがある。5 行目「女性より賛成派が多く」後の「意識の浸透は」はこのまま読むと「性別役割分担意識」のことになるので、「性別役割分担意識にとらわれない意識の浸透」のような書き方になるかと思う。設問が分かりにくく、まとめとしても分かりにくいと思うので直していただきたい。

今後、同じようなアンケートをされる場合にはどちらに賛成か反対かを間違える方もいらっしゃるかもしれないので、気を付けていただければと思う。

会長：今は前回の審議会のふり返りについて質問があればということで、後ほど成文について色々意見をいただく。今の意見は承った。ほかに、ふり返りについて何か意見があればお願いしたい。

なければ本文の案を出していただいているので、そのことについて、先ほどの文章も検討していただかないといけなかったので、本文のほうの計画案について審議を進めさせていただければと思う。もしふり返りのほうで質問や意見があれば、これからの審議のところでご意見を賜りたい。

それでは案件の（２）第３次豊中市男女共同参画計画の検討について、事務局から説明をお願いしたい。

案件（２）第３次豊中市男女共同参画計画の検討について

事務局より資料 2-1、2-2 に基づいて、第３次豊中市男女共同参画計画の検討について説明

会長：計画の検討について、主に修正をしたところについて説明をいただいた。前回の意見をふまえて色々修正をしていただいた文章について説明をしていただいた。これについて時間をとって検討したいと思う。たくさんあるが、どこからでも良いのでぜひ意見をいただきたい。

委員：参考資料の用語解説について、明らかに抜けているところが２点ある。１ページ目の「一時保護」について、４行目から「配偶者暴力防止法第３条第３項及び第４項」という記載があるが、第３条第３項に第１号、第２号、第３号と色々あり、その中で一時保護について記載をしているのは第３号になるので、ここに引用するのであれば「第３条第３項第３号及び第４項」と「第３号」を加えたほうが良いと思う。

3 ページの一番下の「児童虐待」について、これは厚労省の定義を引用して記載をされていると思うが、厚労省の定義によると「身体的虐待」の説明のところに、「殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる」ということで、「叩く」という行為が一つ加わっている。正確に厚労省の定義をそのまま引用するのであれば「叩く」は入れたほうがよいのではないか。

事務局：確認であるが、「一時保護」は「配偶者暴力防止法第3条第3項第3号」として「第3号」を追記するということでよいか。

委員：はい。

委員：1 ページ目の「一時保護」の文頭について、「被害者本人の意思に基づき」となっているが、これだけ読むとDVとすぐ出てこないのので、「DV被害者」と頭に「DV」を追記したほうがよいと思う。

また、「児童虐待」について、4 ページ目の2 行目「目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）」と言われているが、これは「面前DV」という言葉を厚労省も使っていると思うので、ここは「面前DV」に変えたほうがよいかと思う。

会長：用語解説は非常に専門的なことも含まれるので色々あると思う。本文の参画計画についてでも結構であるが、他にはいかがか。

委員：また用語解説のほうで申し訳ないが、「一般事業主行動計画」について、来年法改正されるのできちんとされていたほうがよいと思う。次世代法のほうには策定届出、公表周知と書いておられる。「一般事業主行動計画」のラストのところで、次世代法のほうは「策定届出、公表周知が義務化」ときちんと書かれているが、この文言は厚労省のほうからとってこられたのかと思うが、女性活躍法のほうも「策定届出」だけではなく、「公表周知」が義務付けられているので。

会長：5 行目のところか。

委員：女性活躍法のほうも「公表周知」が義務付けられているので、合わせて書かれたほうがいいのかと。届出自体、公表周知をしなければ届出そのものができなくなっているのので、「義務付け」のなかに入れられたほうがよいかと思った。

会長：これをやっていくと、結局法律の文言そのままを書いていくのか、わかりやすく書くのか、正確性を期するようになると細かく検討していかないといけないことになる。一応ご意見を承ったほうがよいか。

用語解説というのは長めに書いてあり、非常に説明的に書いていくのか、一般の方がご覧になって分かるように概要を書くかによって全然違うと思う。その辺りは入り混じっているような気はするが。

委員：本文の5 ページ目、真ん中に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」

とあるが、これは「woman」でよいのか、「women」か。

会長：「women」かと思うが。

委員：「woman」という機関があるのか。調べてみたら「women」が多く出てきたので。

それから 35 ページ目、下から 3 枠目、「仕事と家庭生活をともに優先したいと回答した」というのがあり、一番右に「ちぢめる」とあるが「ちぢめる」ではないか。

会長：はい。他にお気づきのところがあれば。

委員：本編の 35 ページ、市の各種役職に占める女性の割合のところ、3 番の「係長級」というので令和 3 年は「46.8%」、そして目標値は「50%以上」というふうになっているが、前回の調査では係長級は「50.4%」というふうに数字があった。それが今回は「46.8%」に下がり、それが確かに目標値「50%」ということで上がっているが、前の古い調査の「50.4%」よりも下がっているという状態になっている。これは少し逆行しているのではないかと思う。

それから、25 ページの指標のところについて、「すてっぷの認知度」が現在「35.2%」が「40%以上」となっており、これについても前回は「39.3%」、それが「35.2%」に下がり、確かに目標値「40%」というのは上がっているが、前回の調査の「39.3%」から比べるとほんの微々たる数字なので、目標値は課が決められることで、この審議会では話をするのではないかもしれないが「40%」というのは少し低い気がしている。

男女共同参画の施設のすてっぷは重要であるので、「40%」よりももう少し高い数値のほうで目標値を設定する必要があるのではないかという気がしている。

会長：25 ページの「すてっぷ」の認知度は前回「39.3%」が「40%」だと。あまり横並びくらいで、未来に向けた数字では少し考えにくいということ。35 ページの係長級のところは前の「50.4%」よりも下がっているのではないかということである。

ここは基本的な考え方として議論は必要であったのではないかと思う。各担当課がつくっておられる計画に基づく数字を書いて頂いているので、担当課との話し合いでそうなったのかとは思いますが、男女課というか、審議会としては前の数字よりも低いもので良いのかということはあるかと思う。計画はその辺りは担当課であるので、少し検討をしていただいても良いかとは思いますが。担当課がこれをつくっているわけなので。その辺りは色々と議論はあるかと思うので、ご意見をお聞きしてご検討いただければと思うが。

係長級は人事課になるのか。

事務局：職員の各役職階級者に占める女性の割合については、豊中市の「特定事業主行動計画」というのを定めており、その目標数値として令和 7 年度に「50%以上」ということであるが、「50%」というのは、当然、男性職員、女性職員として、半分が望ましい、半々が望ましいということで「50%」という指標の設定になっている。

また、もう一つのすてっぷの認知度の「40%以上」については、一応大阪府のドーンセンターの認

知度が同じように目標値として「40%」となっており、同じ男女共同参画センターになるので「40%」と設定した経緯がある。

会長：それはどうなのか。ドーンセンターと比較する意味はあるのか。豊中市がもっと先進的に頑張っているのであれば、ドーンセンターと合わせる必要があるのかと思うが。私の意見ではあるがもう少しお考えいただけたら。

人権政策課とすればもっと増えたほうがいいと、5年後の目標値なので。今とほとんど変わらないというのは少しどうかと思うが。ご検討いただきたい。

委員：前回もHPVワクチンの件を申し上げたかと思う。関連する冊子 43 ページ「女性の健康対策の推進」で少しコメントしたかと思う。その後、18 ページ 1211 の番号の「性と生殖に関するお互いの意思尊重」でも取り込めるのではないかとのご意見をいただいたかと思う。もう一度見直したが、HPVワクチン接種は年代が若いほうがより効果があるという点から、今までの子宮がん検診や乳がん検診といった、いわゆる「婦人科」というカテゴリーより早い年代での浸透が必要になる。

今、積極的勧奨については国でもより議論が深められているところであるが、海外のエビデンスがずいぶん前からかなり明確に出ていたのだが、それが社会にも知らしめられてきたということがあるので、18 ページの「母子保健」や「教育」や、学校教育課の「発達段階に応じて」の 1232 にも関わるのかもしれないが、こちらにも取り入れ、具体的に「HPVワクチン」という文言で入るのが好ましいと思う。

今まで積極的勧奨が取りやめられたままになってきた背景には、「若い女性」のガンの防止だということから男女的な差があったのかもしれない、男性にも関わりのあるガンの議論であればもっと早くに再開の機運にもなったのではないかと、という意見も聞いている。そのような面もあると思うので、それぞれが自分の問題だと考えられるような教育が必要だと思う。

実際に海外では、男性にも生じるガンを防げるため男女どちらにも推奨されているところである。今は男性も接種できないわけではないが、現段階としては特に若年女性において将来のガンを減らせるということで議論されているので、P18 か 19 に文言として積極的に広報するか発信する、と豊中市として入れていただきたいと思う。

豊中市のホームページを拝見すると、すでに厚労省より出ているパンフレット以外にも阪大の先生のコメントなども入った、豊中市独自のパンフレットもすでにできている。「HPV」と入れるだけで検索はできるが、例えば今、コロナのワクチンでインストールしてLINEでつながっている方も増えている。LINEのようなもので折に触れてこのようなパンフレットがあることを周知する、または、教育指導要領の中にも入っているが全国で必須になっているものではないようなので、豊中市の教育のルートを通して、浸透を図るようにしていただきたい。それが周知されているかのアンケートをして、推進の目標が達成できているかを具体的な数字にすれば、今後見やすい指標となるのではないかと思う。

その辺りを具体的にご検討いただければと思う。

会長：事務局としてはいかがか。

事務局：ワクチンの件に関して、勸奨などについては保健予防課や、教育の場で取りあげることについては教育委員会との調整が必要になるかと思うので、審議会場で委員の先生から意見があったことは伝えさせていただいたうえで検討させていただければと思っている。

会長：ほかにご意見をいただければと思うが。

委員：場所としては同じ 19 ページの真ん中、「3) 性的マイノリティの人権尊重」の 3 つめの「新」について、ここはこの前の会議のときに他委員から、当事者や家族が相談できる場をもう少ししっかり書き込んでどうかという意見があり、ここで入れられたのかなと思う。大変嬉しく思う。

それで思ったのは、当事者というのは思春期から大学生レベルまで、子どももいる。この相談の場を考えたときに、子どもで一番悩んでいる子だとどこに相談するのか。そういう子の受け皿というのが人権政策課、保健予防課なのかと思うと、どこか子どもの所で相談を受けられるようにならないのかなと考えたわけである。

そして、よく見るとその上の「2) 性に関する学習機会の充実」の 2 マス目のところに、これは性的マイノリティというよりも、性に関する悩み全般のことを言っているのかと思う。ここにはこども事業課など、こども関係のところが入っているので、ここに一文、マイノリティとは言わないが、「性別や性自認に関する悩み」というものを一言いれるか、そうでなければさっき言った 3) の「新」のところの相談先というか、主管としてこども事業課とか児童発達支援センターが入れられる可能性はないのかと思ったがいかがか。

会長：事務局のほうでお願いしたい。

事務局：学校現場でも、実際に性的マイノリティの当事者の方からお話を聞く場をすでに設けておられ、そういった理解を深める取り組みは豊中市でも始まっている。

子どもたちの相談先が今は身近な先生とか、親御さんを通じてということになるかと思うので、例えば 2) の 1232、1221 で「性に関する悩みについて気軽に相談できる環境づくりを進める」とあるが、この「性に関する悩み」のなかに、そういった性自認や性的指向に関する悩みも含まれているという解釈もできるかと思うが、いかがか。

この項目には学校教育課やこども事業課などの取組み課があるので、ここについて担当課にも性に関する悩みが含まれているかどうかもちんと確認をしたうえで調整したいと思う。

委員：ここは「学習機会の充実」なので、子どもに直接接している親や学校の先生に対して学習機会の充実とおっしゃっているのは分かるが、そうではなく、子どもたちが直接にどこか相談にいけるところが人権政策課、保健予防課ではなく、子どもを担当している課ではかなり難しいかもしれないが、現実には受けていると思う。その辺りはどうか。

事務局：今、子ども専用 LINE 相談などはやっている。対象は 18 歳以下ということで、子どもがネットを使って相談している。それについて「性の悩み」に限定はしていないが、そこには多様な相談が寄せられているということを聞いているので、すでにある相談体制でいくとこれが一番、おっしゃってい

ることというのと近いかと。相談員は心理カウンセラー等の資格ももっているんで、こちらの制度をもう少しここに書き込むというか、明らかにするとおっしゃっている意味が通じるかと思うので、調整させていただく。

会長：それは上に書いているこども事業課とか、LINE相談をやっているのは子ども関係の事業課か。

事務局：こども相談課という課があり、こどもの発達支援や児童虐待などの担当課である。

会長：今、委員がおっしゃったようなことは、こども相談課みたいなところでいけるということか。

事務局：はい。こどもの悩み相談といえ、いじめや親子関係など、幅広い相談があると聞いている。

会長：いまの話なら、3)のほうか。

事務局：「新」のほうに。

会長：「新」のほうに、こどもが対象であればこども相談課などが対応すると。そういう感じか。

事務局：はい。それについても担当課と確認のうえ調整する。

会長：よろしくお願いします。そのほかにはいかがか。

委員：9ページについて、一番下のワークライフバランスに関連する情報提供のところ、待機児童の数が4年連続ゼロになっているとある。もちろん厚生労働省の基準に合わせるとこのとおりで、厚生労働省の基準もきっちりしたものになっているので間違いはないが、実際に4月を過ぎて6月、7月、8月と、うちの園でも6月から12月くらいまでの間で90人以上の方が園見学に来られている。

何が申しあげたいかと言うと、この待機児童は確かに4月1日時点であるが、女性の出産というのは4月1日に合わせて出産しているわけではない。それぞれの出産があつて、産前、産後、育児休業期間があるということで、ここに書いているのは間違いではないが、実際にここにいらっしゃる先生方には認識としてこの91人の保育園に入れなかった、こども園に入れなかった方が実際にはいるということを認識として知っておいていただきたいと思う。

今日も7組の保護者の方を園見学で対応させていただいたが、実際には毎日皆さん方がどこの園に行ったらいいのか困っている。そして、7月から来年の3月までの間に転居されたりとか、そういう方はあれば入るが、実際に、先ほど申しあげたように出産があつて、育児休業期間が切れたときに復職できないという問題を抱えているということを認識として知っておいていただきたい。

会長：これについて、事務局から何かあるか。

事務局：以前、審議会で委員からご指摘があり、私どもが「4年連続ゼロ」と表記したら「あくまでも

それは厚労省の計算方法に基づいたものだ」というご指摘をいただいたので、それ以降は必ず「厚労省の要領に基づいて」ということで書かせていただいている。

実際、入所希望をしている保護者さんがいらっしゃるということは私どもも認識はしている。なかなかここで表記をどのようにするかということについては難しいが、豊中市も保育所等の施設の整備計画等の中で数字は把握していると聞いているので、担当課のほうに、そういった声が人権政策課のほうにも入っているということについては、お伝えさせていただきたいと思う。

会長：文章としては、「4月1日現在はゼロとなっています、しかし…」というかたちで色々な文言を入れるかどうかであるが。検討してください。

委員：この文言は別に変えていただかなくてもよいと思っている。ただ、ここにいらっしゃる先生方にはその認識だけはしておいてほしいと。このままであれば、「豊中市はすごいな」と、そのままで終わってしまうが、実情は困ってらっしゃる保護者の方がいるという認識だけお願いしたいと思う。

会長：現実はそうだと思う。たぶん皆認識はしていると思う。他に何かあるか。審議は今日で終わりになるので。

委員：指標に今回数字を入れて下さっているので、それについて、意見をいくつか言いたいと思う。

25 ページについて、先ほどすてっぷの認知度については指摘をされており、本当にそのとおりで、もっと増やしていいのではないかというのが1つ。

それから、その下の活動目標の男女共同参画の学習講座数も、今 95 の講座を やっていて、目標値は5つ増やすだけとなっている。多ければ多いほうがよいとは思わないが、少しどうかと思う。具体的な理由があるのであればこれで構わないと思うが。

あと、57 ページにDVについての目標値が書かれており、例えば「どんな場合でも暴力にあたる」として回答する人の割合を増やしていかないといけないが、「十分な生活費を渡さない」については「90%」を目標にしているのに、それ以外が「60%」や「80%」というのは、もちろん現状のところ数値があるからなのだと思うが、すべて「90%以上」でもよいと思う。暴力は限りなくゼロにすべきなので、ここはそんなに低い現状に合わせて低くする必要はないのではないかと思います。まずこの2点である。

事務局：まず、25 ページの男女共同参画を推進する学習講座数について、講座はどうしても枠や、例えば施設であると部屋の数や開館している時間帯とか、そういったものも関連してくるので、いくらでも増やせるというわけではないが、ただ現状値からして確かに目標値があまりにもというご指摘があるので、そこは再度検討をさせていただきたいと思う。

委員：例えば、参加人数とかにするとか。回数をこなせばいいというふうには私も思わないので、それよりは、今はこれだけやっていて人数はこれでというかたちで、講座数はそれほど変わらないが、参加人数はもう少し増やすように考えているというのであれば、もう少し豊中市の積極度が分かる気もしている。

会長：講座数の出席というのものもあるし、来館者数という全体でみる場合もあるし、数字の取りやすい、分かるものを。

事務局：はい。

会長：もう一つ、57 ページのところについてはどうか。

事務局：暴力の種類に対する、精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力の認識の向上について、おっしゃるとおり、現状の数値からしてパーセンテージを設定しているが、これも大阪府にも同じような指標があり、それを参考に今回設定させていただいている。

委員：別に大阪府を倣う必要はないように思う。

事務局：おっしゃるとおりである。すべての認識度が9割まで上がるのが一番望ましいので、これにきましても再度検討したいと思う。

会長：ついでに、57 ページのところの「相談窓口として豊中市配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」というのが①であって、②に「相談できる窓口があることを知らなかった人の割合」というのがあるが、両方必要なのか。ほかの項目のほうがよいのかと思ったりもするが。

「相談できる窓口があることを知らなかった」というのは、他の配偶者暴力相談支援センター以外の窓口ということを言っているのか。少し分かりにくかった。

事務局：DVに関する窓口は確かに、豊中市配偶者暴力相談支援センター以外に、例えば警察や大阪府の組織で池田市にも池田こども家庭センターというのがある。あと大阪府には大阪府の女性相談センターもあるので、市民の方は色々な相談機関を選んでいただくことができる。そのため、「相談できる窓口があることを知らなかった」というのは、すべてのDVに関する相談窓口が含まれている。

会長：少しわかりにくいと思った。相談できる窓口を具体的には書いていなかったのでも、実際に回答されている。豊中市はもちろん、他にも相談できる窓口はたくさんある。そういうふうに書いておくか。ここの文言が少し分かりにくいなと思った。

事務局：ここの表記についても少し検討する。

委員：この文章のことではないが、41 ページの「生活上の困難を抱える人々の支援」というところについて、支援の場所が色々書いているが、私は小学校の教員をしてきて、最後は庄内南であった。新卒は島田で、南部の仕事をしていて、すごく色々な困難を抱えている人に出会った。例えば、子どもは、給食室がうちにはたまたまあって、ずっと20分休みにそこにいたりする。どうしたのか聞くと、「夜も食べてないし、朝も食べていない。ここに座っているとお腹がいっぱいになるような気がする」と言って、給食室の前に座っている子。それからもう一人の子は、夜になるとお母さんがいつも出て行く。男の人

に会うとかいう噂であったが、それで500円玉を置いて出ていく、お兄ちゃんは学校に行っていないが、お兄ちゃんがその500円をゲームに使ってしまって、結局その子は夜も食べてない、朝も食べてない、そのまま学校に来る。そういう子だけではない。例えば、教材費も鍵盤ハーモニカを買うのも結構高価なので買えない。「先生、貸してや」というような。

ところが、そういう支援というのはあるはず。例えば教材保護の支援とか、生活保護の支援があるが、そういうところに行きつかない。分からない。もちろんそういうことがあるということさえなかなか分かっていない。色々相談して管理職が一緒に行ったが、なかなか書類が揃わなかったりというところで、結果的には何度もついて行って、書いて、というかたちでできたみたいであるが。もう少し、そういうことがあるということとか、そういうことができるというような支援のかたちが必要なんじゃないかと。場所を設けて「来てください」では、やっぱりなかなか漏れてしまう人がいるんじゃないかと。

何年前かに福祉フェスティバルをやったが、私は庄内南のこども食堂に行っていて、本当に久しぶりに会った子どもに「久しぶりやな、もうすぐ高校やな」と言うと、その子はこども食堂に手伝いに来てご飯をもらっていて、余り物ももらえるし、食べられるしということで来ていたが、「先生、私、高校行けるの?」と聞いてきた。「そうやろ、次、高校やろ」と言ったら、その子はお兄ちゃんも行っていない、お姉ちゃんも行っていないと、高校に行けるなんて夢にも思っていなかった。周りの子が高校の話をするのがすごくしんどかったし、お弁当も持ってきてないから、お弁当の時間は「ダイエット中」と言って運動場に座っているとか。ところが、たまたまこども食堂で見つけたから、当時、福祉施設で学資補助をしていただいた。英語を見てあげたら、3年生なのに「I am」からだった。通いながら勉強して、何とか高校にも行けた。もちろん、そういう制度も社会福祉協議会の人たちが一緒になって、生活保護とかもやっていただいたが。この間も、医療の仕事に行きたいというメールが来たが、そこの間を繋ぐところが抜けているんじゃないかと。制度がありますよ、窓口がありますよだけでは、やっぱり私が今までみてきたなかで、自分も本当に無知で、きちっとそういう支援なんかできなかったが、「こういうかたちがあるんだよ」というような体制、ないしはそういうかたちを作っていただかないと。「窓口があります、行ってください」だけでは漏れてしまう人がいっぱいいるんじゃないかと。今、現実漏れている人を私もたくさん見てきた、ということである。

会長：そこにどう行政もアクセスできるか、色々あるかと思う。ここに書いている担当課はそういうことをなさっているのかなと少し思ったが。今のご意見に対してどうか。

事務局：確かに地域の困っている方は、地域に民生委員さんもおられるし、あと社会福祉協議会を通じて私どもに繋がって、支援をする方もいらっしゃる。行政の支援策が広報やホームページだけではなかなか届いていないという現実、そういった地域の方から実際にお困りの方がいるということではないでいただくというケースもあるし、職員が直接見つけてつないでいるケースもあるかと思う。

委員：今、委員から出たお話だと、学校に行っているお子さんということになるかと思う。そうすると、学校に行っているお子さんで、例えば進学に関する事で最もつなぎ役として適切なのは担任の先生だと思う。教員の先生たちがその子たちの貧困の状態を見つけてつなぐという役をやってくedされれば、一番身近じゃないかと思う。それが難しければ、学校の中には今はスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも入っているわけで、教員の先生がそれらの他職種の方たちと連携を組みながら、どこ

に繋がったらよいのかをやっていくということではないか。それをここに書き込むとしたら、教育委員会等々をここに書き込めるのかということになるかと思うがいかがか。

事務局：ここの 41 ページに「包括的な支援体制」と記載しており、これは一つの課ということではなく、市全体で取り組むと書いているわけであるが、今、説明の中で、民生児童委員や社会福祉協議会という名前が出てきた。それでいくと、豊中市直営の担当課ということではないが、所管するような課もあるし、関連する課もあるので、その書き方については検討させていただきたい。

また、学校の先生方というのは実際そうだと思うが、なかなかここに書き込むのは難しいというところがある。制度的には学校の中になんか深く入っていく、民生委員の中にも主任児童委員がいらっしやり、そうするとまた民生委員の話も出てくるというところで、包括的な支援体制あるいは市民の方々の困りごとを察知するというか、感知するところの仕組みというところで、ここの部分に何とか書き込めたらと思うので、調整させていただきたい。

会長：網の目としてはたくさんあるが、それを繋いでいくということで。上に「包括的な支援体制の構築・強化」ということで書いているが、この辺りのところで、文言などを色々ご検討いただけたらと思う。

委員：私は認定こども園をさせてもらっている。やはり、ネグレクト、または身体にあざのある子どもへの対応に関わる、池田のこども家庭センター、豊中市のこども相談課をここに入れておいてほしいと思う。豊中市のこども相談課は非常によく動いてくださるので、どうかお願いしたいと思う。

会長：こども相談課を頭の中にいれて検討していただきたいと思う。

委員：今のお話に関連するところであるが、先ほどからよくお話に出てきている、こども相談課というところ。こどもに関する課が色々あり、例えば学校教育課であったり、こども事業課であったり、こども政策課であったり、たくさんややこしい事情があってそういうことになっているのだと思うが、先ほどから出ているこども相談課というのが、今回のこの資料には出てきていないように思った。

会長：どこに出てきていないのか。

委員：主な所管のところに。

会長：あまり言葉が出ていないと。

委員：あえて外されているのか、何か意図があつてのことなのかというのをお聞きしたい。

会長：他のページでは出ているところがあるが。

委員：では、その使い分けと言うか、こどもに関する課の使い分けを教えていただきたいというところ

が一点と、先ほどから出ている 25 ページのすてっぷの認知度のところに関して、やはり豊中市の男女共同参画にすてっぷというのはものすごく大きな役割を果たしているのではないかなと思うので、認知度の目標値も含めて、すてっぷの取扱いというのをもう少し豊中市が具体的に、丁寧にやっていくとより豊中市らしいことがもっとできていくのではないかなと思った。

最後にお聞きしたいのが、39 ページの「1）子ども・若者の生きる力を育むための支援」について、その3つめの3112のところで「さまざまな主体が、子ども、若者のために」というふうに書かれているが、この「さまざまな主体」というのは具体的に何なのかというのが分からなかったので教えていただきたい。

会長：まず39ページからでもよい。3112のところ。「さまざまな主体が子ども、若者のために同じ方向性を持って」の「さまざまな主体」とは具体的に何か。

事務局：この「さまざまな主体」について、主な主管課に「国際交流センター」や「青年の家いぶき」とあるように、例えば青年の家いぶきは、名前のとおり子どもに関わる部局で、子どもの居場所づくりに取り組んでいるところであり、国際交流センターは、外国人のお子さんの支援と言うかたちで書かせていただいているが、「さまざまな主体」というのは結局、子どもに関わる部局になる。「居場所づくり」になるので、子どもに関わる部局とか機関になるかと思う。

それと、こども相談課の記載ということについて、こども相談課は主な実施課には書かせていただいているが、こども相談課の中に「子育て支援センターほっぺ」というのもあり、「子育て支援センターほっぺ」というかたちで書かせていただいている場合もある。例えば43ページの一番上段の「新」というところに「子育て支援センターほっぺ」と書かせていただいているが、これもこども相談課が所管している組織になる。

会長：すてっぷについてのご質問とご意見については。

事務局：すてっぷについては、国の計画のほうでも「地域のセンターの役割の強化を図る」とあるので、私どもも引き続き、すてっぷとともに男女共同参画の推進につとめていければと思っている。

委員：50 ページ、「1）安心して相談できる体制づくり」の2コマ目に「新」というのがあるが、これはすごくいいと思った。今までは電話や対面といった相談であったが、これはDVの相談だが、SNSやオンラインなどで相談支援に取り組むということをあげておられるのはすごく前向きでいいなと思った。

もう一つ、2-1で相談する場所として所管の中に、市立豊中病院が入っているということをご確認いただいております。53 ページ、53 ページはDV被害者の自立支援の充実について言っているが、ここの2コマ目、4-6に「心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すためには一定の期間を経る必要があることから、被害者が身近な場所で相談など、心のサポートを受けながら」ということがある。DV被害者でよく言われているのは、PTSDがあるというのは今や周知の事実になっていて、いわゆる心理的サポートだけではなく、精神科的対応が必要な被害者の方もいるというのも、支援をしている方の中では非常によく分かっていることなので、書ければであるが、市立豊中病院が精神科とか心

身医療系の診療科をお持ちであれば、積極的にこの辺りのサポート先として書き込めないのかと思った。今から言って大変申し訳ないがいかがか。

事務局：まず、50 ページの 2-1 に「市立豊中病院医事課」や「総務企画課」を所管実施課として書かせていただいているのは、身体的暴力等にあった方が受診を通じてDVを把握して、豊中市の配偶者暴力相談支援センターなどに繋ぐというお話をお聞きし、繋ぐということを想定して書かせていただいている。それに対して4-6は被害者の方の精神的なところでのサポートということである。確かに被害者の中にはずっと通院を続けられている方もいるので、ここについては、ご指摘があったので、被害者の方の精神的なサポートを図る機関として相応しい所管実施課はどこかという視点で、再度検討したいと思う。

会長：遅れて入ってこられた委員もいらっしゃると思うが、まだ何かお手が挙がっていない方は。

委員：中身の内容ではないが、表記上のことで、西暦のことであるが、豊中市では色々な資料が元号と西暦で併記をされているということで、前の1ページからそうされているが、途中から、グラフや表で仕方がないのかもしれないが、元号のみのグラフなどが、例えば46ページの表4-1のDV相談件数など、ここはH29からR2ということで、できれば併記で整えるのであれば整えたほうが、これが何年の話なのかというのも分かりやすいということもある。

ただ、グラフとか表で、スペースの問題なども出てくるのかなというふうには思うので、可能などころについては併記をされほうがいいのではないかなと思う。

事務局：今の点もふまえて西暦を書けるところは書く、それから年度なのか暦年なのかというところも分かりやすく書けるように検討したい。

委員：38ページの図の3-2について、非常に重要な表を入れていただいていると思う。ただ、2015年で止まっているのが気になる。5年ごとのようであるが、今は2021年なので、もしかして2020年が公開されているのであれば最新のものを付け加えていただけるとありがたい。もしまだ公開されていないのであればこのままということになると思う。

それから父子世帯と母子世帯の人数はものすごく大事だと思うが、母子世帯自体が問題というよりも、一人親の家庭が貧困状態にあるということを示すのが非常に重要だと思う。おそらく豊中市で貧困率みたいなことは出ていないかもしれないが、全国では出ていると思うので、一人親の相対的貧困、そういった一般的なデータが合わせてあるとより有意義にその表を提示できるのかなと思ったので、ご検討いただけたらと思う。

会長：38ページの図の3-2の新しいものと、今の一人親世帯の貧困率、それについてはいかがか。

事務局：これは国勢調査から引用しているが、2020年の結果がまだ公表されていないので、2020年の数値を入れることが現時点ではできないということと、相対的な貧困率については豊中市の中でのデータはおそらくないと思うが、何か全国の状況等で何か提示できるものがないかについては少し検討し

てみたいと思う。

会長：他に、まだご意見を賜っていない委員はいないか。一応 20 時までなので後少しであるが。

委員：参考資料の 2 ページについて、「L G B T」というふうに書いている。独立した項目であげる必要はないと思うが、最近、言葉はどんどん新しいものが出てきており、「L G B T Q +」とか「L G B T Q」といった言葉も出てきている。この説明の中に「また、L G B T 以外にも自分自身の性を決められない、わからない人」という文章があるが、これは「L G B T Q」とか「L G B T Q +」とかいうことになるかと思うが、この「L G B T Q +」という言葉は少しこの項目の中に入れてはどうかと思う。

会長：結構言われている気もするが。

事務局：計画の中では「L G B T」という表記をさせていただいており、「L G B T」について説明させていただいている。「また」以降に関しては「L G B T 以外の方もいる」と説明しているが、確かに「L G B T Q」という言葉も最近ではよく目にしたり聞いたりすることもあるかと思うので、この枠の中で「L G B T Q」や「L G B T Q +」について触れることができないか少し検討させていただく。

委員：今のところの最後のパラグラフで「また、L G B T 以外にも男性、女性のどちらにも恋愛感情を抱かない人」とあるが、この方たちは「アセクシャル」とか「エーセクシャル」とか言って、いわゆる「A」と表記される、「L G B T A」と表記される人を説明していて、その後、「自分自身の性を決められない、分からない人など」の中に「Q」、「クエスチョニング」の意味が含まれているということになる。もし、それを言うなら、実は「インターセクシュアル」の「I」の人が含まれていない。「定形的な身体的性の特徴を持ってはいない人」とか、考えていただけたらと思うが、「I」を加えて、先ほどのご質問のように、これが「A」でこれが「Q」で、これが「I」で、というふうなかたちにしていると、「L G B T Q +」みたいな表現が気になる方にとっては分かりやすいかと思う。

事務局：色々な立場の方がご覧になるかと思うので、今のご意見を参考に検討させていただければと思う。

委員：その話をしようと思っていたが、この部分について、昔は「L G B T」、それに「Q」が足され、「Q」も「クエスチョニング」と「クィア」、それに「I」も「A」も、さらに「+」というかたちでどんどん時代とともに増えていっている。それをどこまで表記するかということを、もちろん議論して増やしていったらいいと思うが、そのときの考え方としては、現時点で第 3 次の時点で、マックス、分かっている限り全て表記していく。全ての人をと考えているのであれば、考えの中に「その他いろいろ」というのではなく、最先端を表記していくという考え方で決定をされればいいのかという考え方の視点をご提示したいと思う。

余談ではあるが、人権擁護委員をやっていると、子どもが人権作文を毎年書いてくれて、それに対して色々審査をして、評価をするということを例年やっている。今年、私が審査したなかには、詳細は発表されていないのでお話できないが、「L G B T Q +」について書いている中学生がいた。その子は親に

も言えない状態ではあるが、作文には書いてくれた。そこに書いていることにとても感動したが、この「+」というのは「全てのひとである」と書いていた。私もまったくそのとおりだと普段から思っていて、皆、全部、少しずつ違う、良いところも悪いところもあるじゃないかと。その個性を全てそのまま認めるということが、人権の基本中の基本というか、それがすべて人権に対する考え方のすべてなのだというのを、「+」は、私もそうだけど、私以外みんな「+」にはいるんだということを作文に書いてくれていた。そもそも分類をするということに何の意味があるのか、むしろそれが差別を生んでいるんじゃないかということは人権擁護委員としては普段から思っていること、「男女」という言葉で分けること自体がすでに差別の温床になっているんじゃないかというふうに普段から思っている。

今日は最後なので、全体をひっくり返すつもりではなくて、そもそも「男女共同参画」と言っている段階でアウトだと僕は普段から言っている。「男女」と言うなという。すべてだったらすべてであって、一人ひとりであるという考え方。「LGBTQ+」という今の議論の中にはそういう視点というのが含まれているのではないかなというふうに思っているので、今後、第4次以降はそもそも「男女」というのかという、国からそう言っていていいのか、ということも議論の対象に入っていっていいのかとずっと思いながらこの審議会を過ごしてきた。

会長：本当に根幹のところだと思う。難しい。だけど現実には男女で差別があるということは明らかでもある。どうさせていただくのがよいか。市のほうで考えていただけるか。

委員：今の話で「LGBTQ」という呼び方や、先ほどご意見があったようにその言葉が差別を生んでいるのではないかということは、確かにあるかもしれない。「LGBT」のほかにも色々すべて入れたらいいというご意見もある視点からみるとそういうのは正しい部分が確かにあると思う。

ただ、身体の性でどちらになるのかという非常に医学的な点から審議しないといけないケースもあり、そのような時に自分がやはり女性なら女性であるとか、男性なら男性であるとか、最終的に決定したもので認めてほしいという方もいる。もちろん、身体の部分的なものがいわゆる典型的な女性や男性ではなくても、自分は女性として認めて欲しいということもあると思う。表記にこだわると色々なパターンが出てきてしまう。そこは今の社会に浸透していると思われる範囲で良いのではないか。例えば「LGBTQ」までは浸透していると思うのであれば、そのようなもの、というようにところで良いのではないかと私は思う。

今、「男女共同」が言葉としてどうかというご意見もあったが、突き詰めていくとそのような言葉狩り的なことをするのが目的ではない。女性なら子どもを産まなければならないということではないが、実際、妊娠するのは女性しかない。妊娠以外でも、例えばオリンピックでも議論になったが、身体的な差があるからこそDVなどにつながるのは、事実としてあると思う。個別にみると、個人はそれぞれ、自分は体は男性であっても女性だ、という方もあるかもしれない。ただ、全体で社会として見た時、男女の体力差はある。男女の体力の差と言うものがあり、家庭のDVやデートDVのように親密な関係になったときに、力の差のほか経済力の差などもあるかとは思いますが、どうしても体力的に負けてしまう女性が差別を受けてきたという点、そこを忘れてはいけないと思っている。

今、言葉の問題になったので思ったが、このような見方が最先端だ、というところに行くのが本当に正解なのかについては、私は流動的だと思っている。どこが本質かは社会の中で次第に落ちていくのではないかと思う。

ただ、普遍的に変わらないのは、肉体的な差の面から女性が受けてきた、女性であるからこそ受けてきたという問題。これをいかに今の社会で女性が望むところに持っていくか、というのがこの男女共同の事業であり、役割の根底、出発点ではなかったのかと思っている。別に女性が男性のようにになりたいわけではないと思っている。女性は女性としてそのままで良いと思う。ただステレオタイプな、伝統的な、今までの固定観念で本来女性だったらこうだろうという思い込みがあるためにできていないところや、本来持っている体力などのためにどうしても差がついてしまうことが非常に社会的に大きな差になるというような点については、どのように差があるのかを前提として考えていかないといけないと思う。

もう一点、未婚のシングルマザーの件について。シングルマザーには、今、世帯も増えて支援をしているところだと思う。結婚された方がほとんどだと思うが、未婚の方も1割弱いらっしゃるというふうに聞いている。厚労省が出しているデータでも120万を超える世帯のうちの1割なので、決して少ない数ではない。そのような方の場合も、婚姻の制度同様に相手を持定して責任を持っていただく。女性が一人で抱えるのではなくて。妊娠するのは女性ではあるが、その結果、その後の負の部分全部女性だけが持つというようなことを避けるためにも。未婚であることがリスクになるということはなかなか学校教育でもされることがなく、どこで教育されたいのかという点は、性教育がなかなか進みにくい中では問題だと思っている。そのような啓発は、やはり自治体で請け負っていただく部分が良かった方が良く考えている。長くなったが、よろしく願いしたい。

会長：この議論をするときと何日もかかるとは思いますが、色々な分野で色々議論もあるところである。

委員：「LGBTQ+」の次に、例えば国連とかでも言われているのが「SOGI」である。言葉だけうんぬんは言いたくはないが、この報告書の中に「SOGI」というものは一つも出てきておらず、報告書に出てこないものを用語集には載せられないが、世界的な議論では「SOGI」になっている。「SOGI」というのは、「セクシュアルオリエンテーション」と「ジェンダーアイデンティティ」の略なので、先ほど委員がおっしゃったように、この「SOGI」の表現だと、いわゆるマジョリティと言われている異性愛の人たちも、全部当事者になるという概念で、それを入れるかどうかというのはまたご議論していただければと思う。

委員：LGBTのことは本当に、議論しだすと、例えば「I」はもしかしたら性分化疾患というようなかたちで疾患として扱ってほしいという当事者の方が多かったりするので、私自身は、どんどん枠組みとしては増えてくるし、増えてくるのがその枠組みの解決に役に立つから大事なのではあるが、今の「LGBTなど」でもいいのではないかと私は個人的には思っている。

それから、これは必ず見ていただきたいが、55ページの「あらゆる性暴力の対策の推進」というところで、「DVの被害に加え」というかたちで色々な性暴力が列挙されているが、DV被害の中にも性暴力はあるので、これでいくと、DV被害のなかに性暴力がないように思えてしまう。最近だと、被害者支援しているところなんかでいうと、DVの被害の結構な割合に性暴力、なかなか言いにくいので表立ってデータとしては出てこないかもしれないが、性暴力というのは必ず起こっていると思ってもいいくらい重要なところがあるので、少し書き方を変えていただけないかなというふうに思った。

会長：どこの部分か。

委員：55 ページで「DVの被害に加え」というふうにするのではなく、これだとDVの被害に性暴力が無いように思えてしまうので、逆にいくと、DVのところの、例えば「安心して相談できる体制づくり」という50 ページ、でもそこにも新たに言うことやこしいので、少なくとも「DVの被害に加え」というのはやめたほうがいいと思う。

性暴力というのは今すごく社会的にテーマになっているので、そういうふうな表書きを加えて、具体的に表記していくほうがまだいいのではないかなと思う。国も性暴力をなくすというのをここしばらくの重点目標にしているというのは色々ところで書いているので、この書き方を「DVの被害に加え」ではなく、「性暴力についての社会的関心が高まっていて」のような言い方で、もしこれに変えるとして今私が思い浮かぶものというのであればであるが、「DVの被害に加え」というのはやめておいたほうがいいのかなと思う。

会長：今日は最後だから色々ご意見いただいたほうがいいので。その辺は。

事務局：検討させていただく。

会長：この審議会は20時までになっているが、もう少しくらいは延長してもよろしいか。20時までとすることであれば議論を閉じたいと思うが。傍聴のみなさまも市のみなさまもどうか。この部屋のこともあるかと思うが。少しくらいはよいかな。これで次の答申まではいけないので。

委員：DVの被害のときに、子どもの受けた傷みたいなのをやはり考えてほしい。学校でハサミを使えないとか、家庭科室で包丁を使えない子がいた。お母さんと話をしていたら、やっぱりお父さんが包丁を振り回したとか、ハサミで追い掛け回されたとか、そういう場面を子どもは目撃している。それがすごく怖いということ言っていたり、お母さんが階段から突き落とされたとか、そういう場面を目撃した子は教科書で「お父さん」というと頭が真っ白になると言っていた。「お父さん」という言葉を聞くだけですごく怖い。そういう、いわゆる目撃しているとか、そういう子どもたちもたくさんいるので、その子たちに対するケアとか、そういう対策も必要なのではないかなと思わせるところがあった。

会長：今のは子どもだけではないでしょうけれども、53 ページの一番下の4の11のところとか、4の9のところにもそのような関係のことを一応書かせていただいているように思うが。

事務局：私どももDV対応と児童虐待部局との連携、今委員からご意見があったように、面前DVは児童虐待にあたるが、先ほどから話題になっている、こども相談課と日々連携には努めており、お子さんの心理的なサポートが必要な場合はDV相談のなかでお母さんに聞き取りをするなかで、そういったお子さんの精神面でのサポートの支援をするために、つないだりしている。

会長：そのようなことでよろしいか。それでは私だけ気が付いたところを言わせていただくが、57 ページのところについて、活動指標の「すてっぷ相談室における相談件数」の目標値のところが抜けているのと、一番下のところ、「電話相談：100 時間/月、面接相談 78 枠/月」の目標値「増加」というのは、

このあいだの議論で「増加」や「減少」だけだと抽象的なので、何か具体的な数字を入れたほうがいいのではないかという話があったのが。これはどういう感じか。相談件数が多いほうが良いというわけではないが。一番下の「増加」というのもどういうふうに、「相談の窓口数や種類、相談枠数」と書いているが。相談件数というのは色々なところでやってる、少しよく分からない。

事務局：今の計画で同じような表記になっているが、すてっぷの相談件数の数等についても、この表記についても検討していきたいと思う。

会長：その下のところも「増加」となっているので少しご検討いただけたら。それから、同じようなところで45ページの成果指標のところ、女性のがん検診の受診率というのは、これはなぜ「増加」だけなのか、健康関係のところでは計画をつくっておられるのではないかと思うが。これは多くなるとだめなわけで、「14.4%」「25.4%」より増えないと。これは何か入れる予定ならそれでよいが。

事務局：これについては担当課と調整中である。

会長：これについては何か計画をつくっていないのか。

事務局：あるが、このパーセンテージの取り方のところで、今、豊中市民の受診率を正しく表す数値に関して調整中であり、例えば一定のアンケートのなかでの受診された方の数値はもっておられるが、それは全豊中市民の受診率とイコールではないという話も出ており、逆に全市民の受診率をとっているかという点で現時点ではとっていないようで、そういった兼ね合いがある。

会長：これはいつも出てくる数字で結構重要なことかと思うので。その下の数字もバーになっているのでそこはお願いしたいと思う。

非常に細かいところは皆さんからご指摘いただいたので。基本的にはそういうところできっちりとしていただきたいというところと、14ページ、15ページのところで前回皆さんからご意見をいただいた星印のところ、一応14ページに重点的に取り組む施策というふうに書いていただいているが。この星印を勘定してみると、3割くらいあって、結構多い。取組みの基盤となる、本計画の推進をしっかりと下支えする施策、それからより積極的に対応すべき施策、と3つの要素があるのでこれはきちんと読んでいただくと分かると思うが。重点というには多いなという気がした。それと同時に前回も意見をいただいていたし、私もそう思うが、重点だとすれば指標項目のなかに上がってこないといけない。これを重点とします、だからこれだけ重点項目についての指標をとって、どうなったかというのが必要だと思うが、それが入っている項目とか、全然入っていない項目とがあるので、重点項目ということを使うのであれば、それは指標のなかに入れないと推移が分からない。成果がこれだけ出たということもあるし、そのあたりは少し検討していただけたらどうかと思う。

それから4ページのところで、はじめに議論があったかと思うが、本計画は2022年度から2031年度までの10年計画である。昨今、すぐく時代の流れが速いので、一般的には5年ごとに中間見直しをするということで、令和8年の目標にしていると。それを言っておかないと、10年計画なのに目標はなぜ令和8年なのか、そういうふうに見えると思う。本来的には、お手間になるので言わなかったが、10年

後の目標があって、中間の令和8年度、それで各課の行動計画においてこれくらいの具体的な数字があると、そういったほうがいいので、すごく数字が動きやすいものとなかなか動かないようなものもあったり、先ほどご意見をいただいたように、前回より目標が下がっていると、そういうのはおかしいわけなので。地球の温暖化でもそうで、2030年、2050年、2100年、すぐにはいかないが、やっぱり目標を立ててカーボンゼロにしようという話で。だからその大きな目標がないとどういうふうに大きく動いていったらいいかというのが見えにくくなるので、やはりそのあたりは本来的には10年目標があって、中間の令和8年があるべきというふうに思っている。もちろん、5年後に見直しをされるので、この令和8年の目標は達成されたかどうか、さらに進んでいるかもしれないし、それはいいことであるが、そうだとすれば4ページの初めのところに、それを書き加えておいていただきたいと思う。そうでないと5年計画のようになってしまうので。そういう意味を書いていただいていたらよく分かるのではないかなと思った。

あと詳細のところは色々のご意見をいただいたし、漏れているところなどはもう一度精査していただいて、文章を検討いただければと思う。

本当は最後までもう少しご意見をいただきたいところではあるが、それから用語解説についても、細かく議論をするといくらでも議論になってしまうので、市のほうに任せてよいか。今のLGBTのところも含めて、それから法律的な文言の正確性など、それらについてお願いできるか。

事務局： 私どものほうで本日いただいたご意見を参考にもう一度精査したいと思う。

会長： はい。よろしくをお願いしたい。それでは、委員のみなさまにご審議いただいた『豊中市DV対策基本計画』を包含する新たな『第3次豊中市男女共同参画計画』の策定について」の答申案について。本日のご議論をふまえて、修正や付け加えなど、さらに詳細に修正していただき、新たな「第3次豊中市男女共同参画計画」を策定するという事で、この答申案について、事務局から説明をお願いしたい。

案件（3）『豊中市DV対策基本計画』を包含する新たな『第3次豊中市男女共同参画計画』の策定について」の答申案について

事務局より、資料3に基づいて、答申案について説明

会長： これから意見交換を20分と書いているが、これは別によいかと思うが、こういう形で市長に答申する案ということで、いかがか。本来的には今日いただいたご意見を市のほうで修正していただき、本来的には見ていただくことが良いと思うが、それをもし私に一任していただければ、市のほうでこれからまた今日いただいた意見を修正したりしていただくと思うので、そうしていただいたらどうか。市長への答申は11月26日ということで、日が決まっているので。修正して送って、またご意見をいただく時間があるかどうかと思っているがどうか。

事務局： 事務局としては、会長よりご意見あったように、答申の日が11月26日、その後、パブリックコメントも控えているので、事務局のほうもできれば修正したものを皆さんに見ていただくのではなく、今回については会長に一任していただけたらと考えている。

会長：やり取りする時間はないけれども、今日たくさん修正いただいたので、市のほうで各課との調整や文言の修正もあるかと思うので、少し付け加えるところも多々あったかと思うが、それを委員のみなさまに送っていただくということにしたいがよろしいか。

事務局：はい。

会長：それでは、そういうふうにさせていただく。「その他」について何かあるか。

その他について

事務局より、今後のスケジュール等について説明、山本人権文化政策監よりあいさつ

会長：夜の18時から20時まで、前回は19時から21時、22時までやった記憶があるが、今回は時間を厳守して終わるということで、その中で本当に充実した、私も気づかないような点についてたくさんご議論いただき、最先端の審議会だと思っている。できるだけ皆さんの声を反映するように市のほうと調整させていただきたいと思う。傍聴のみなさまもたくさん来ていただいております、他市と比較をするのも変ではあるが、豊中市は本当に市民のみなさまも本当に熱心で、夜な夜なこのように来ていただいているし、委員のみなさまも本当に色々な面から、また最先端のお考えを教えていただいて、本当にいい審議会だったと思う。

閉 会